



2026年6月2日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー ニ ー  
代 表 者 名 代表取締役社長 工藤 智昭  
(コード番号：6562 東証グロース)  
問 合 せ 先 経営企画室部長代理 鈴木 基文  
(TEL. 03-5909-8177)

## 監査役会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月30日開催予定の第16回定時株主総会における承認を条件として、監査役会設置会社へ移行すること及びこれに伴う定款の一部変更について、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査役会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査役会設置会社へ移行することを決定いたしました。

取締役会による経営の意思決定・監督機能と、監査役及び監査役会による監査機能を明確に分離することにより、経営戦略の迅速かつ柔軟な決定及び実行、並びに牽制機能の強化を図ることを目的として、機関設計を変更するものであります。

これに伴い、監査役及び監査役会に関する規定の新設、並びに監査等委員及び監査等委員会に関する規定の削除を行います。

##### (2) 移行の時期

2026年6月30日開催予定の当社第16回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査役会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の目的

上記「1. 監査役会設置会社への移行」に記載のとおり、監査役会設置会社への移行に必要な監査役及び監査役会に関する規定の新設、並びに監査等委員及び監査等委員会に関する規定の削除を行うものです。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### (3) 変更の日程

① 定款変更のための株主総会開催日	2026年6月30日
② 定款変更の効力発生日	2026年6月30日

## 定款変更の内容

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (省略)</p> <p>第5条 (機関構成)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 A種優先株式</p> <p>第11条の2～第11条の7 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条の2 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数)</p> <p><u>1 当社の取締役は、9名以内とする。</u></p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>第19条 (取締役の選任)</p> <p><u>1 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p><u>4 法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p><u>5 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の定足数及び投票は、第19条第2項及び第3項の規定を準用する。</u></p> <p><u>6 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。</u></p> <p><u>7 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>第20条 (取締役の任期)</p> <p><u>1 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第5条 (機関構成)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 A種優先株式</p> <p>第11条の2～第11条の7 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条の2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は、<u>7名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第19条 (取締役の選任)</p> <p>1 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第20条 (取締役の任期)</p> <p>1 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>3 <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条（代表取締役及び社長） 1 <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2 (省 略) 3 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (省 略) 第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 第24条 (省 略) 第25条（取締役会決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条 (省 略)</p> <p><u>第27条（重要な業務執行の決定の委任）</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第28条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u> <u>(新 設)</u>  <u>(新 設)</u>          <u>(新 設)</u></p>	<p>2 <u>増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条（代表取締役及び社長） 1 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。 2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり) 第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役</u>に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 第24条 (現行どおり) 第25条（取締役会決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、<u>当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)  <u>(削 除)</u></p> <p>第27条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u> <u>第29条（監査役の員数）</u> 当社の監査役は、<u>5名以内とする。</u> <u>第30条（監査役の選任）</u> 1 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>第31条（監査役の任期）</u> 1 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第30条 (常勤の監査等委員)  <u>監査等委員会</u>は、<u>監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第31条 (監査等委員会の招集通知)  <u>監査等委員会</u>の招集通知は、<u>各監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第32条 (監査等委員会の決議の方法)  <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数</u>が出席し、<u>出席した監査等委員の過半数</u>をもって行う。</p> <p>第33条 (監査等委員会規程)  <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (省 略)</p> <p>第36条 (会計監査人の報酬等)  <u>会計監査人の報酬等</u>は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第37条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第38条～第41条</p> <p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>第42条 (省 略)</p>	<p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第32条 (常勤監査役)  <u>監査役会</u>は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定</u>する。</p> <p>第33条 (監査役会の招集通知)  <u>監査役会</u>の招集通知は、<u>各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第34条 (監査役会の決議の方法)  <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>第35条 (監査役会規程)  <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>第36条 (監査役の報酬等)  <u>監査役の報酬等</u>は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第37条 (監査役の責任免除)  <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p>第40条 (会計監査人の報酬等)  <u>会計監査人の報酬等</u>は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条～第45条</p> <p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>第46条 (現行どおり)</p>

以上